舞い上がれ
社会を変える
みんなの力
休眠預金を活用した事業です

「民間公益活動を推進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく

2025 年度　支援対象団体公募要領

地域の声を聞き、最適な案件形成を実現する伴走支援事業
～プログラム・ディレクター（PD）研修プロジェクト～

事前エントリー受付期間	2026 年 3 月 13 日（金）～4 月 16 日（木）
参加申請受付期間	2026 年 3 月 16 日（月）～2026 年 4 月 30 日（木）17:00 必着
参加申請受付方法	Google Form　にて所定情報と書類の提出
参加可否の通知	2026 年 6 月 5 日頃　※電子メールにて通知
公募説明会	2026 年 3 月 9 日（月）13:30～　※オンライン・Zoom 会議 （2026 年 3 月 13 日～ウェブサイトで録画映像を公開）
個別相談	2026 年 3 月 16 日（月）～4 月 24 日（金） ※オンライン・Zoom 会議
研修期間	2026 年 6 月～2028 年 3 月（22 カ月間）

2026 年 3 月

休眠預金活用プロジェクト・デザイン研修コンソーシアム

全国コミュニティ財団協会　公益財団法人 みらいファンド沖縄

目次

第Ⅰ編　公募について 2

1章　公募の趣旨 2

01　趣旨 2

02　休眠預金等交付金に係る資金の活用により目指す姿 5

03　休眠預金等に係る資金の活用に当たっての基本原則 5

04　優先的に解決すべき社会の諸課題 5

2章　支援の内容 6

01　研修内容 6

02　研修の構成 7

03　研修の内容：5つの領域 7

04　研修の実施体制 9

3章　支援対象となる組織 10

01　支援対象組織 10

02　支援対象団体に期待される役割 10

03　事業の評価 11

04　申請資格要件 11

05　申請時の注意事項 12

第Ⅱ編　申請について 13

1章　申請手続き 13

01　公募期間・スケジュール 13

02　申請方法 13

03　申請に必要な書類 14

04　公募説明会・個別相談会の実施 14

2章　審査結果の通知等 15

01　審査結果の通知方法 15

02　審査結果の情報公開 15

3章　審査について 15

01　選定基準等 15

02　優先的に選定される団体 16

03　その他の審査における着眼点 16

第Ⅲ編　選定から活動終了まで 17

1章　支援の流れ 17

01　事業期間中の主な流れ 17

02　役務提供契約及びその要点 17

2章　その他 18

01　個人情報の取扱いについて 18

お問い合わせ先 19

第Ⅰ編　公募について

1 章　公募の趣旨

01　趣旨

我が国においては、人口減少、高齢化及び国際化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が生じており、国民生活の質や水準への影響等、様々な社会課題に直面しています。一方で、様々な社会課題の中には、法制度や予算等の仕組み上、既存の施策では十分な対応が困難であり、国及び地方公共団体では対応が困難な課題が多くあります。

これらの社会課題の解決に資する民間公益活動を促進するための「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）」（以下「法」という。）等[1]に基づき、一般財団法人日本民間公益活動連携機構[2]（以下「JANPIA」という。）は、法に基づく指定活用団体として、2019 年度より民間公益活動を行う団体に対して、助成を行ってきました

これまで、幅広い助成事業が実施され、その多くで所期の成果がもたらされている一方で、ソーシャルセクターの担い手の育成の必要性が確認されました。そこで、［民間公益活動の担い手または、将来的に担い手を目指す団体（支援対象団体）］に対して、専門的なアドバイスや支援を行う活動支援団体の制度が開始され、2025 年度の公募において、当コンソーシアムが採択されました。

【活動支援団体より】

本事業は、単に資金を右から左へ渡す資金仲介ではなく、地域課題解決の旗振り役となる「コミュニティ・リーダーシップ」を発揮できる組織への発展を後押しするプログラムです。

特に今回は、現場の助成事業実務を担当する「プログラム・オフィサー（PO）」だけでなく、助成プログラム群を統括する「プログラム・ディレクター（PD）」の育成に主眼を置きます。

「取り残された/みえづらい課題」の掘り起こし、課題の可視化や問題の構造的理解、様々な関係者を巻き込む地域円卓会議の実施や、様々なツールを用いて地域の声や状況を踏まえた助成事業の設計まで、対面・オンライン研修を通じて知識・技術・経験を共有します。

地域の複雑な課題を解きほぐし、地域に小さくてもキラリと光る変化を生む確かな助成事業を企画・実施できるようになるまで、私たちが経験してきたノウハウを惜しみなく共有し、皆さんに伴走します。地域を対象にした助成機関の効果的な事業運営にこだわりをもつ皆さまと共に、助成機関だからこそできる「コミュニティ・リーダーシップ」を発揮し、共に地域の未来をデザインしましょう。

！重要

- ✓ **研修期間は、2026 年 6 月～2028 年 3 月までの、22 カ月間です。**
- ✓ 本研修プログラムの申請・書類提出には、**【個別相談会への参加が必須】**になりますので、その点を特にご注意ください。
- ✓ 申請は、**①事前エントリー ＋ ②本申請**の 2 段階です。（詳細は P13-14）
- ✓ **初回の集合研修（2026 年 6 月 24 日～26 日・大阪開催）**に参加できることを【必須】とします。

[1] 休眠預金等活用制度について ：民間公益活動促進のための休眠預金等活用 - 内閣府（cao.go.jp）
[2] 一般財団法人 日本民間公益活動連携機構（JANPIA）、JANPIA の 10 項目のミッションと 7 項目のバリュー

【本制度にかかわることば】

（１）活動支援団体　：　活動支援団体は、後述する（２）の支援対象団体に対して、当該団体が抱える事業実施や組織運営に係る課題の解決のため、専門的なアドバイスや支援を行う団体を指します。

（２）支援対象団体　：　支援対象団体は、民間公益活動の担い手又は将来的に担い手となることを目指す団体等（個人を含む）で、活動支援団体によるアドバイスや支援を受ける団体等を指します。

（３）活動支援プログラム　：　支援対象団体が抱える課題解決を目的として、活動支援団体が支援対象団体を対象に行う非資金的支援の対象や方法等をまとめたプログラムを指します。

活動支援団体の制度創設の効果

活動支援団体の制度では、休眠預金等を原資とした助成金を活用した支援プログラムの実施によって、「資金支援の担い手（既存の資金分配団体を含む）」、「民間公益活動を実施する担い手（既存の実行団体を含む）」の育成や運営体制の強化を目指していきます。

■ 活動支援団体の制度創設の背景と目的

目的

民間公益活動の活発化と社会課題解決の加速に向けた、

・新たな民間公益活動の担い手の育成と制度への参入の促進
・民間公益活動の担い手の自立の促進
・資金支援の担い手の育成・強化

活動支援団体の制度創設の背景

休眠預金活用等事業の現場の課題感として、

・民間公益活動の担い手の組織基盤（事業実施ノウハウ・体制・資金等）は、事業を安定的かつ継続的に実施しうる状況にあるか。
・地域における社会課題解決の担い手や支援のリソースは十分か。
・多様な地域や分野等での休眠預金等の資金のさらなる活用のための、資金支援の担い手の数や機能は十分か。

活動支援団体による支援

活動支援団体は、支援対象団体が目指すべき姿や実現したい事項に対し、各活動支援団体が有する専門性をいかした非資金的支援（活動支援プログラム）を伴走型等で行うこと等を通じて、「資金支援の担い手」及び「民間公益活動を実施する担い手」を育成する中心的な役割を担うことが期待される。

資金支援の担い手（既存の資金分配団体を含む）の育成や運営体制の強化により、

・多様な主体や地域、分野等での休眠預金等の活用が進むことで、民間公益活動が活発化し、社会課題の解決が加速
・資金分配団体の所在空白地域の解消へ

民間公益活動を実施する担い手（既存の実行団体を含む）の育成や運営体制の強化により、

・新たな担い手の発掘や育成によって休眠預金等活用事業採択後の速やかな事業着手を可能とする
・社会課題解決の質の向上、組織基盤の強化、事業・組織の持続性の向上

注：本公募要領において「民間公益活動の担い手」とは、既存の資金分配団体や実行団体をはじめ、民間公益活動を実施する担い手やその活動を支援する担い手をいいます。

02　休眠預金等交付金に係る資金の活用により目指す姿[3]

休眠預金等交付金に係る資金（以下「休眠預金等に係る資金」という。）の活用目的は以下２点です。

①　国及び地方公共団体が対応することが困難な社会課題の解決を図ること

②　民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境を整備すること

これらの目的を達成することで以下のような効果が期待されます。

- 社会課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みが構築される
- 民間公益活動を行う団体等が民間の資金を自ら調達して事業の持続可能性を確保する
- 我が国の社会課題解決能力が飛躍的に向上する
- 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する

本事業の財源である休眠預金等は国民の資産であることから、国民をはじめとするステークホルダーに対する事業の透明性や説明責任を果たすとともに、事業による成果の可視化も求められます。そのため休眠預金活用事業では、事業評価の実施を重視します。また、民間公益活動の持続可能性を担保するために、民間公益活動を担う組織能力強化を目的とした伴走支援に重点を置いています。

03　休眠預金等に係る資金の活用に当たっての基本原則[4]

休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針において「休眠預金等に係る資金の活用に当たっての基本原則」が定められています。この基本原則に基づいて、休眠預金等に係る資金を活用する指定活用団体、資金分配団体、活動支援団体、実行団体及び支援対象団体は業務を遂行することが求められます。基本原則は以下の 9 項目から構成されています。

（1）国民への還元　（2）共助　（3）持続可能性　（4）透明性・説明責任
（5）公正性　（6）多様性　（7）革新性　（8）成果最大化　（9）民間主導

04　優先的に解決すべき社会の諸課題

休眠預金活用事業において優先的に解決すべき社会の諸課題は以下のとおりです。

［優先的に解決すべき社会の諸課題］

(1) 子ども及び若者の支援に係る活動

①　経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援

②　日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援

③　社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援

(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

④　働くことが困難な人への支援

⑤　孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援

⑥　女性の経済的自立への支援

[3] 「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」P3～4
[4] 「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」P5～8

(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

⑦　地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援

⑧　安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

このうち、本公募により支援する民間公益活動では、以上の（1）から（3）に定義される①から⑧に加え、それ以外の領域も含め、社会の諸課題の解決において多大な影響や効果が期待され、優先して取り組むべきと考えられる領域を対象とします。その上で、原則として、市町村、都道府県、又は一定の生活圏等、一定の地理的範囲を限定して資源仲介を行う事業を支援します。

2 章　支援の内容

01　研修内容

本研修事業は、資金を助成する代わりに、支援対象団体が自ら資金助成プログラムを企画・実施する知識・技能についてさらに磨きをかけ、地域を超えた仲間づくりを支援するプロジェクトです。

A) 本研修事業の概略

1)　研修テーマ

①　特定地域の「数ある地域課題」を資源・財源をもとに意図をもって最適な案件形成を実現できる「プログラム・ディレクター」人材の育成
※案件形成：ここでは「助成事業をゼロから立ち上げる」こと

2)　研修の柱

①　「コミュニティ」理解と、助成事業の企画のための地域課題の抽出方法
②　沖縄式地域円卓会議の企画・運営・実施の方法
③　助成事業の設計： ゴール設定、要項・申請書の作成、審査プロセス及び評価の枠組みの設計
④　助成機関に特有の「コミュニティ・リーダーシップ」の理解
⑤　休眠預金活用制度・通常枠への助成申請事業の企画書（申請書・予算書）づくり

3)　ゴールイメージ

①　助成事業の企画・実施の前提となる「コミュニティ」や市民活動について理解できる。
②　「地域円卓会議」の企画・準備・運営ができるようになる。
③　地域の声と事実に基づく助成事業の企画と、それを運営するための事業全体の設計にかかる知識が体系的に習得できる。
④　特定地域を対象にした助成機関のコミュニティ・リーダーシップの理解と、戦略的な展開について理解が深まる。
⑤　休眠預金制度の資金分配団体としての事業企画申請書を作成し、実際に申請する。

B) 本研修事業の支援内容

1)　対面・オンライン研修等、本事業が提供する全ての研修に原則、各組織 2 人の無償参加の機会

2)　対面研修への各組織２人程度の旅費交通費の実費を本プログラムで負担
3)　支援対象団体が、自地域で開催する「沖縄式地域円卓会議」等の開催にかかる実費
　※共催という形を通じて広報費、会場費、当日運営にかかる費用等を一定額負担します。
4)　一般の助成事業のブラッシュアップにかかる支援のほか、休眠預金制度への申請書作成の支援

※ 支援対象団体の人件費は、本プログラムの経費負担の対象となりません。また、参加団体への資金助成をする制度ではありません。

02　研修の構成

A)　集合研修：期間中に計５回程度を想定

1)　【第１回】 2026 年 6 月 24 日～26 日・2 泊 3 日・　大阪市・開催予定
2)　【第２回】 2026 年 9 月頃・2 泊 3 日・　沖縄・那覇市開催予定
3)　【第３回】 2027 年 2 月頃・2 泊 3 日・　大阪市・開催予定
4)　【第４回】 2027 年 4 月頃・2 泊 3 日・　沖縄・那覇市 開催予定
5)　【第５回】 2027 年 10 月頃・2 泊 3 日・　大阪市・開催予定

B)　上記の集合研修の合間に開催

1)　月次ミーティング（個別／オンライン）：
　①　毎月１回程度、運営事務局とのミーティングを通じたフォローアップの提供
2)　月次シェア（合同／オンライン）：
　①　毎月１回程度の支援対象団体同士のシェア会を通じたフォローアップの提供

03　研修の内容：5 つの領域

A)　「コミュニティ」理解と、助成事業の企画のための地域課題の抽出方法

1)　助成事業の企画において、対象となる地域の状況や構造、どのような担い手がどれくらい、何をしているのかを知ることは極めて重要で、基本となります。いわゆる「課題・問題」と言われるものは、“誰にとっての”という主語が重要で、人によって大変重要な問題であっても、隣人は重要性を感じないこともよくあります。誰にとっての、どのような問題なのか、またその問題の構造や歴史的経緯等を踏まえたうえでの資金提供ができると、より奥行きのある、全国規模の助成機関にはできない固有の成果を上げられます。
2)　この研修では、具体的にコミュニティとは何か、コミュニティの担い手にはどのような組織や機関・仕組みがあり、どのようなコミュニティが地域に存在しているのか。それぞれの違いや課題解決や連携の際の壁や可能性など、様々な異なる立場を含め、俯瞰する視点と、個々人の困りごと等を行き来する関わり方を深めます。

B)　沖縄式地域円卓会議の企画・運営・実施の方法

1)　円卓会議の概略を理解した上で、具体的なステップに沿って実践力を養います。まず集合研修では、助成先が抱える対象者の困りごとを精査して成果を設定し、それを社会課題へと翻訳してステークホルダーを可視化する「課題の構造化」と地域円卓会議を実施する際のシミュレーションを行います。個別研修では、抽出された課題から真に共有すべきテーマを絞り込み、最適な参加者の選定や事務局運営の要諦を学びながら、計画をブラッシュアップします。最終的には、リモートを中心とした伴走支援を受けながら、実際の円卓会議の実践へとつなげていきます。
2)　この研修では沖縄式地域円卓会議の企画・実施、そして各参加者がその地域において開催し、その内容を助成事業の企画につなげるための支援を行います。

C)　助成事業の設計：ゴール設定、要項・申請書の作成、審査プロセスや評価の枠組みの設計

1)　助成事業の設計においては、活用可能な資源・資金、使途や創出したい変化に関する制約の有無など、多岐にわたる要素があり、無数の組み合わせがあります。重要な点は、意図

をもって要項の制限項目・開放項目等を設定し、一定の意図や範囲のなかでの申請を受領し、最終的な助成財団＆個々の助成プログラムにとって「優れた助成先」を選定すること、その成果や効果を報告して社会化するまでが求められます。

2) この研修では、助成事業の設計の際に使える道具や選択肢を明らかにし、その組み合わせの妙を活かしながら、助成事業毎の意図に即した事業のデザインを深めます。

D) 助成機関に特有の「コミュニティ・リーダーシップ」の理解

1) 日本において、助成機関とリーダーシップという双方のキーワードを重ねて議論されるケースはほとんどありません。それは、財団の区分や出捐者の意向などもあり、出し手だからこそのリーダーシップの発揮が意識されない傾向にあるためだと考えられます。他方で、休眠預金制度などでは、資金を活用する担い手の一つとして助成機関がどのような問題意識で問題設定をするのかという点を軸に資金の活用が図られます。

2) この研修では、米国から専門家を招聘し、全国規模では難しい、地域の助成機関が地域でどのようにリーダーシップを発揮し、「助成機関だからこそできる」地域との関わり、変化や問題解決を牽引する“ファシリテート”する役割について理解を深めます。

E) 休眠預金・通常枠への助成申請事業の企画書（申請書・予算書）づくり

1) 本研修では、貴組織の経験や力量等と、事業を実施する地域の特性、また休眠預金制度における８つの「優先的に解決すべき社会課題」のうちどの領域を選ぶのかを踏まえ、専任講師チームが具体的なアドバイスを行います。専任講師チームはいずれも休眠預金制度の実践経験を有しており、その視点から、課題の選定や活用についても助言します。

2) この研修では、休眠預金を一つの資金源として、貴組織として地域の課題解決を図るために、具体的な助成事業を企画し申請することを支援します。

◆ 米国から専門家の招聘：米国・CFLeads （予定） ◆

- CF-leads は、「コミュニティ財団が地域にとって地域をよりよくする強力な力となる」との信念のもと、より効果的に連携し活動できるよう支援する組織です。すべての市民が豊かで健康で安心して暮らせる地域づくりを展望し、コミュニティ財団がその重要なパートナーとなる未来を目指している組織です。
  ※ 本研修ではコミュニティ財団に限らず、地域において資源仲介や資金助成を行う事業をしている（しようとしている）非営利組織を支援対象とします。

- 研修内容としては、「コミュニティ・リーダーシップ・コンパス」という財団の根幹となる「価値観・文化・関係性」を土台とし、具体的な５つのコンピテンシー（能力領域）を定義したものがあり、その内容を紹介していただく予定です。調査をもとにコミュニティ・リーダーシップを発揮するための指針を整理し、また、それに関連してどういう要素を重視して取り組むといいかという点について知見があり、助成機関としてのリーダーシップ論とあわせて学べる機会をつくれればと考えています。
  ① 地域データの共有 （Sharing Local Data）
  ② 住民の巻き込み （Engaging Residents）
  ③ セクター横断の協働 （Working Across Sectors）
  ④ 公共政策の形成 （Shaping Public Policy）
  ⑤ 資源の動員 （Marshalling Resources）

「コミュニティ・リーダーシップ」とは、財団が助成業務の枠を超え地域の変革を担う存在として自らを定義し、行動することです。日本における多くの助成機関は、課題に対してどのように解決策や支援をするかはやや受動的で、特定テーマに対してたとえ特定領域であっても、財団だからこそできる一歩を能動的に事業を通じて実施することです。

04　研修の実施体制

本研修は、一般社団法人 全国コミュニティ財団協会と公益財団法人 みらいファンド沖縄とのコンソーシアムで研修を実施します。

A)　コンソーシアム組織紹介

1)　**一般社団法人 全国コミュニティ財団協会**　https://www.cf-japan.org/

- 「暮らしとともにある自治を支える」をビジョンとして、全国各地域におけるコミュニティの持続的発展を実現するために、コミュニティ財団の相互交流・研鑽、業務改善、設立支援、第三者評価等により、地域における寄付を中心とした資金支援と、地域に暮らす人の寄付による社会課題の解決や価値創造を支援する仕組みの構築を実現する。

2)　**公益財団法人 みらいファンド沖縄**　https://miraifund.org/

- 沖縄における公益活動団体と、公益活動を支えたい企業、団体、個人等とを橋渡しするため、市民活動の社会的基盤の充実を図り、諸資源の循環をもたらすことで、地域のあらゆる主体が公益を担い、沖縄の未来を支え合う社会の実現に寄与することを目的とする。

B)　専任講師チーム

1)　**髙橋　　潤　：　公益財団法人長野みらい基金　理事長／一般社団法人 全国コミュニティ財団協会・会長**

- PD 歴 12 年：　評価学会認定評価士/長野県みらい基金は 2012 年県が構築した寄付募集システムを運営するために設立された。地域の資金循環を目指し NPO 等が必要な資金を集める寄付プロジェクトを 2,000 プログラム実施、企業や団体から冠寄付を年間 25 プログラム運営している。現在プログラムの累計は 2 億 7 ,000 万円、年間 3,000 万～ 5 ,000 万円の寄付実績。休眠預金事業は 2019 年度の開始当初より助成を受け、多様なステークホルダーと連携している。

2)　**小阪　　亘　：　公益財団法人 みらいファンド沖縄・設立者・代表理事**

- PD 歴 15 年：　沖縄県内の非営利セクターの中間支援として 20 年間活動。みらいファンド沖縄での設立時から代表理事を務める。休眠預金事業は、通常枠 2 件、緊急枠 3 件の助成を受け、事業統括として関与している。

3)　**平良　斗星　：　公益財団法人 みらいファンド沖縄・設立者・副代表理事**

- PD 歴 15 年：　沖縄県内のコミュニティ FM の経営をしながら（2004～2018 年まで)、みらいファンド沖縄での設立時からの理事を務める。休眠預金事業では、主に案件形成・企画を担当している。また、琉球大学の地域公共政策士の必修科目講義「地域円卓会議マネジメントの技法と実践」を担当し、沖縄式地域円卓会議の運営でも司会を含め全工程に関与している。

4)　**鈴木　祐司　：　公益財団法人地域創造基金さなぶり・専務理事**

- CPO＆PD 歴 15 年：　休眠預金事業では、緊急枠と通常枠計 3 件の資金分配団体の統括を経験する。助成事業の企画・実施、評価にかかる経験多く、約 20 億円以上／助成決定 400 件以上、審査 1,000 件以上の実施経験を有する。現職においては、チーフ・プログラムオフィサー（CPO）として設立時より助成事業を統括している。

3 章　支援対象となる組織

01　支援対象組織

1）　**対象地域：**　国内に本拠地を置いていること
2）　**研修参加団体数（採択件数）：**　4～6 件程度
3）　**対象組織の要件**
- **事　　業：** 一定の地域を限定して、資源（資金）仲介や資金助成を行う事業を実施している組織、又は概ね 1 年以内にそのような事業を実施予定の設立準備中の組織であること。
  - ✔ 全国規模を対象にしている助成機関は対象外とします。
- **助成事業担当者：**　助成事業に従事する専門職としての職員を配置している、又は配置予定の組織であること。
- **法人格　：** 非営利事業を行う法人格であれば、その種類は問わず。
- **設立時期：** 申請締切日時点で、概ね設立から 10 年未満であること。
  - ✔ 基金を事業の一つとして実施する場合は、母体となる組織からの申請も対象にします。その場合は、助成事業の実施経験が 3 年未満であることとします。
- **休眠預金とのかかわり：** 原則として休眠預金の資金分配団体・活動支援団体としての採択・実務経験がない組織であること。

4）　**研修参加者**
- 助成事業の担当者のうち、事業責任者に該当する方 1 人と、担当者として業務に従事している方 1 人の計 2 人を基本とします。
  - ✔ 本事業での集合研修時の旅費負担は 2 人までです。自己負担で 3 人以上の参加を希望される場合は、その都度調整します。

5）　**期待すること**
- 本事業を通じて、助成機関としての技能・知識を伸ばし、地域の「資源」をつなぎ合わせ、地域の課題解決力を高めていくことへの強い意欲を持つ組織
- 助成事業の担当者を、専門職として位置づけ、人材の能力開発に向けて強い意欲を持ち、2 人程度の派遣を了承していただける組織
- 本研修にかかる宿題・課題に対して、組織（助成事業部門）として対応しようとする意欲と関与がある組織
- 研修を通じて、世代や経験年数をこえてオープンな姿勢で学び合い、語り合い、共に学び合う姿勢をもつことに共感・同意ができること

02　支援対象団体に期待される役割

支援対象団体は、活動支援団体から助言又は派遣を受けるものであり、民間公益活動の新たな担い手となることが見込まれることから、以下のような役割を期待します。

① 将来的に自立した民間公益活動の担い手となり、社会の諸課題の解決に向けた活動に取り組む。

② 活動支援団体から必要な非資金的支援を受けることにより、自身が抱える組織や活動における課題を解決し、将来の民間公益活動の自立した担い手として成長・発展することを目指す。

③ 自らが設定した目標の達成度や、その効果を把握し、活動支援団体にフィードバックすることにより、本制度の一層の改善につなげる。

03　事業の評価

国民の資産である休眠預金等に係る資金の活用に当たっては、その成果を広く国民一般にわかりやすい形で公表し説明責任を果たす必要があります。そのために活動支援団体は事業実施においては、達成すべき成果を事前に明示したうえで、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」を、自己評価を基本に実施することで成果の可視化に取り組むこととしています。

なお、支援対象団体には、社会的インパクト評価の実施を一律には求めませんが、自らが取り組む組織・活動上の課題解決の進捗状況、自らが設定した目標の達成度や活動支援プログラムによる支援の効果等を把握し、活動支援団体に報告します。

※評価の詳細は、「資金分配団体・活動支援団体・実行団体に向けての評価指針」及び「活動支援団体に関する評価のガイドライン」をご覧ください。

04　申請資格要件

以下のいずれかに該当する場合は、支援対象となりません。

- 宗教の教義を広め儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）
- 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
- 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- 資金分配団体・活動支援団体の選定若しくは実行団体・支援対象団体の選定を取り消され、その取り消しの日から 3 年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から 3 年を経過しない団体
- 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体

  （ア）拘禁刑以上の刑（懲役及び禁錮を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者

  （イ）法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- ガバナンス・コンプライアンスの体制面で、特定の企業・団体等から独立していない団体
- 独立行政法人および国立大学法人

- 地方公共団体等の行政機関と強い関係性を有する団体[5]

  ※設立経緯、運営財源の性質（行政の予算かどうか)、役員構成、独立した意思決定の可否等の団体の特性を総合的に衡量の上判断します。

- 活動支援団体と選定申請団体との役員の兼職は不可とし、過去に兼職関係があった場合、退任後 6 か月間を経過していない団体

05　申請時の注意事項

- 今回申請する活動と、同時期に他の活動支援団体へ申請している又は申請する予定の活動は別事業であることが必要です。採択結果が分からない段階で、複数の活動支援団体に同一活動の申請をすることはできません。
- 今回申請する活動と、既に休眠預金事業（支援対象団体または実行団体）として採択されている活動とは非資金的支援の内容が異なることが必要です。
- 一般社団法人 全国コミュニティ財団協会と公益財団法人 みらいファンド沖縄の実行団体として現在事業を実施している団体は、本事業に申請することはできません。

[5] 例えば、運営財源が 100%行政予算で充当されている団体（当該団体が新たに民間資金を投入し、新規事業を実施するような場合は、別途判断）や、行政職員が運営実務に従事しその割合が申請団体の構成員の 100%を占める団体（行政職員であっても、職務外の行為として団体の事業に従事する場合にはこの限りではありません）が想定されます。

第Ⅱ編　申請について

1 章　申請手続き

01　公募期間・スケジュール

公募要領公開（WEB サイト等）	2026 年 3 月 13 日（金）
公募説明会の開催	2026 年 3 月 9 日（月）　※録画配信あり
事前エントリーの締切受付	2026 年 4 月 16 日（木）
参加申請受付の締切日時	2026 年 4 月 30 日（木）17 時
支援対象団体の審査、内定通知	2026 年 6 月初旬
支援対象団体決定、契約締結、事業開始	2026 月 6 月中旬

02　申請方法

①　応募に必要な書類様式のダウンロード

公募要領及び申請書類様式につきましては、公募ページ（一般社団法人全国コミュニティ財団協会ウェブサイト内）からダウンロードしてください。

URL：https://www.cf-japan.org/newspress/1888/

②　事前エントリー

申請に当たっては、事前エントリーの上、個別相談会にお申し込みください。

URL：https://forms.gle/GS4GhrYfPmon2csn7

③　個別相談会の申込方法

事前エントリー後に送付されるメールに記載の URL から、予約ページへアクセスの上、お申し込みください。

④　応募書類の提出方法

参加申請受付の締切日時までに、公募ページ（一般社団法人全国コミュニティ財団協会ウェブサイト内）のオンライン申請フォームにて［指定の書類＋団体の基礎情報（住所、連絡先)］等をアップロードの上、申請してください。

なお、事前エントリーや個別相談を行なっていない場合、また、郵送やメール添付での応募は受付対象外です。

申請締切後、2 営業日以内に事務局より申請書の受領に関する確認のご連絡を差し上げます。もし締切後 2 営業日を経っても連絡がない場合、恐れ入りますが、以下のアドレス宛にお知らせください。

［E-mail］ pd-train@cf-japan.org
（休眠預金活用プロジェクト・デザイン研修コンソーシアム　事務局）

03　申請に必要な書類

申請は、以下の書類に申請内容を記載いただきます[6]。

分類	✓	申請書類	様式	提出形式	備考
申請事業ごとに提出する書類		様式 1　支援申請書	指定	PDF	※登録印の押印が必要
		様式 2　支援対象活動研修参加申請書	指定	PDF & Word	Word 形式と PDF 形式の両方でご提出ください。
		様式 3　研修参加希望者の略歴（責任者・職員共通）	指定	PDF & Word	Word 形式と PDF 形式の両方でご提出ください。
		過去の助成事業の募集要項、申請書の様式	任意	PDF	
団体ごとに提出する申請書類		様式 4　団体情報	指定	Excel	
		様式 5　役員名簿	指定	Excel	※役員名簿はパスワード必須 ※パスワードは別途活動支援団体に提出
		定款	—	PDF	
		登記事項証明書（全部事項証明書）	—	PDF	※発行日から 3 ヶ月以内の写し
		事業報告書	—	PDF	※過去 2 年／2 期分。
		決算報告書類：貸借対照表	—	PDF	
		決算報告書類：損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等）	—	PDF	
		決算報告書類：監事及び会計監査人による監査報告書[7]	—	PDF	

04　公募説明会・個別相談会の実施

公募に際し、説明会・個別相談会を実施いたします。

■公募説明会（オンライン）
・日時：2026 年 3 月 9 日（月）13:30～15:00
・申込：https://www.cf-japan.org/newspress/1888/
※上記 URL のリンク先ページにて、アーカイブ動画を公開しています。

■個別相談会（オンライン）
・実施期間：2026 年 3 月 16 日（月）～4 月 24 日（金）
※申込締切：2026 年 4 月 22 日（水）まで
※申請される場合は、個別相談会への参加を必須とします。
※個別相談会は、事前エントリー後に予約ページの URL をお送りします。

[6] 申請書類の作成等申請に要する費用、および選定後役務提供契約締結までに要する全ての費用については、各申請団体の負担となります。
[7] 監事及び会計監査人による監査を受けている場合

2 章　審査結果の通知等

01　審査結果の通知方法

審査の結果は申請団体に対し電子メールで通知します。

02　審査結果の情報公開

① 休眠預金活用事業の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」、「本制度全体の透明性の確保」等が強く求められています。活動支援団体は、採択の有無に関わらずすべての申請団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）を WEB サイトで広く公開します。ただし、民間公益活動を行おうとする個人の場合は、個人情報（氏名、住所等）については、公表の対象から除くものとします。

② 活動支援団体は、選定した支援対象団体の情報（選定した支援対象団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由）を活動支援団体の WEB サイトで広く一般に公開します、但し公開にあたっては、当該支援対象団体の正当な権利又は利益を損なわないように配慮します。

③ JANPIA では JANPIA の WEB サイト上に活動支援団体の WEB サイトへのリンクを設定するなど、各活動支援団体の支援対象団体の公募の進捗について一般に公開します。また活動支援団体との協議の上、公募に関する情報を、JANPIA の事業報告書・WEB サイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。

なお、上記の各公表は、少なくとも支援期間が終了するまで継続します。また、上記に関しては情報公開同意書（支援申請書に記載がある）を提出していただきます。ただし、公表にあたっては、当該支援対象団体の権利・利益を損なわないように配慮します。

3 章　審査について

01　選定基準等

支援対象団体は、次の選定基準に基づき選定を行います。

本事業目的への合致	本研修の趣旨、提供する研修内容、期待事項に合致していること
自団体の課題についての整理	研修を通じて解決・改善したい状況や課題についての理解の明確さ
研修を通じた変化	組織的な研修参加、方向性の深化についての合意がとれているか
中期的な事業展開意欲	非資金的支援による効果や仕組みが、支援終了後も継続することが見込まれるか
研修参加意欲	本研修への参加を通じて、組織として、また個人としての変化を希求する意欲があるか
連携と対話	多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的かつオープンな対話を行う意欲

※その他選定時の留意事項

- 政治活動や宗教活動等について

  申請資格要件に関連して、申請団体が実施する公益事業の目的や活動内容が、政治活動や宗教活動等と明確に区分された内容となっていることが必要です。

- 不選定の損害等

  審査の結果、支援対象団体に選定されなかったことによる一切の損害及び本制度に係る法令や政府の運用方針の変更等による損害については、当団体が責任を負うものではありません。

02　優先的に選定される団体

支援対象団体の選定に当たっては、社会的成果の最大化の観点から行います。また、社会の諸課題解決の手法の多様性、団体の多様性にも留意しつつ、以下の事項に配慮して選定を行います。

① 地域・分野

1)　地方圏を優先します。これは様々な機会や資源が都市圏に集中している状況を鑑みて、地方において資源仲介をしようとする組織を優先しようとするものです。

2)　特定の地域や特定の領域に偏らないよう配慮します。

② 多様性、ジェンダーバランス

3)　申請団体における役職員の多様性、ジェンダーバランス等が確保されており、様々な社会の諸課題への深い理解と配慮の下で活動している団体を優先して選定します。

03　その他の審査における着眼点

以下の着眼点に即して審査を実施します。

① 利益相反防止のための措置を講じない限り、活動支援団体と利益相反の関係があるとみられる組織、団体等を支援対象団体に選定しないこと

※以下、利益相反と考えられる場合とその対応についての例です。

- 活動支援団体の理事等の役員が支援対象団体の候補団体の役員に就任している場合、又はその逆のケースは、利益相反のリスクがあるため、利益相反防止のための措置を講じても当該団体を支援対象団体に選定することはできません。

- 支援対象団体の募集にあたっては、全国コミュニティ財団協会の会員団体も応募対象に含まれますが、会員・非会員を問わず、所定の要件を満たすすべての団体にもオープンに、公平・公正に公募を行います。

第Ⅲ編　選定から活動終了まで

1 章　支援の流れ

01　事業期間中の主な流れ

支援対象団体の事業期間中の主な流れは次のとおりです。

1）　**申請締切：**　所定の書類を事務局まで送信
2）　**審査・決定・通知：**　独立した第三者による審査を経て、2026 年 6 月初旬までにお知らせします。
3）　**事業開始：**　事業開始に即してオンラインで説明会を実施
- 研修参加決定後、書面によって支援内容等を相互に確認します。

4）　**研修開始：**　集合研修、オンラインミーティング等を通じて、研修を開始
- 団体訪問：　研修参加団体の拠点を訪問して現状や課題等の把握を行います。
- 集合研修：　キックオフ等計 6 回（5 回対面、1 回オンライン）
- 月次ミーティング：　キックオフ後はその後の進捗等を専任担当者が毎月の進捗状況等を整理する時間を持ちます。
- 月次シェア会：　研修参加団体同士の情報共有や学び合いの機会をつくります。
- オンライン研修：　知識的な部分についてはオンラインでインプットする機会を設けます。

5）　**円卓会議の開催支援**
- 課題を整理するための円卓会議に関する開催準備・支援等で、参加団体の拠点地域を訪問する支援を含めてサポートします。

6）　**進捗報告：**　概ね半年間の状況を記録・整理する「進捗/年度末報告」の提出
7）　**事業報告：**　最後にどのような変化や学びがあったかの報告を取りまとめ

02　役務提供契約及びその要点

役務提供契約は、事業の実施に関して必要な事項を定めた JANPIA 指定の役務提供契約書により行います。原則、この役務提供契約は変更できません。以下、役務提供契約の要点を記載します。詳細については役務提供契約書（ひな型）をご参照ください。

①　**進捗管理、各種報告**

活動支援団体は支援対象団体の進捗管理を行います。原則として毎月 1 回以上、対面形式（WEB 会議を含む）による進捗状況について協議を行います。
また、支援対象団体は、役務提供契約に基づき、休眠預金助成システムを用いて原則として 6 か月ごとに民間公益活動の進捗状況の報告を行います。さらに、各事業年度が終了するごとに翌月までに事業の報告を行います。

②　**不正行為等について**

違法行為等が疑われる場合には、直ちに活動支援団体に通知し不正行為等の是正のために必要な措置を講ずるものとします。
なお、支援対象団体は不正行為等の事案が明らかになった場合は、 当該事案が発生した原因を究明し、再発防止のための措置を講ずるとともに、その事案の内容等について活動支援団体に報告し公表することとします。

③　**支援対象団体の選定及び監督**

活動支援団体は、支援対象団体の選定に当たっては、支援対象団体の多様性に十分配慮するとともに、採択結果が特定の団体等に偏らないよう留意します。なお、活動支援団

体と支援対象団体は役務提供契約を締結し、事業の進捗状況の把握と緊密な連携を行います。

④ **事業の評価**

休眠預金制度の事業の実施に当たっては、達成すべき成果を事前に明示したうえで、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」を実施することで、成果の可視化に取り組むこととしています。活動支援団体が活動支援プログラムの評価をしますので、そのために必要な情報の提供に協力してください。

⑤ **シンボルマークの活用**

休眠預金等を活用して実施する事業であることを示すためのシンボルマーク[8]を表示してください。具体的な利用方法については、JANPIA が別途定める「シンボルマーク利用手引き」をご参照ください。

⑥ **情報公開**

活動支援団体は、支援対象団体の公募に当たって、公募要領や公募に必要な書式について自団体の WEB サイトで公表します[9]。なお、JANPIA は、活動支援団体及び支援対象団体が助成システムへ登録した情報のうち公開情報として登録された情報について、広く一般に公開できるものとします[10]。

⑦ **選定の取消し**

活動支援団体は、支援対象団体が次のいずれかに該当すると判断した場合、選定の取消し、又は本支援対象活動の全部若しくは一部の停止を求めることができます。支援対象団体は、この求めに応じる必要があります。さらに、選定を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない団体は、活動支援団体の選定に申請することができません。

- 本支援対象活動の適正かつ確実な実施が困難であるとき
- 不正行為等があったとき
- 関連法規等に基づく措置、処分等又は役務提供契約に違反したとき
- 上記に掲げる事由のほか、本契約が解除された場合、その他事業の適正な遂行が困難と認められるとき

2 章　その他

01　個人情報の取扱いについて

全ての個人情報について、不正アクセス、盗難、持ち出し等による紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正等の適切な安全管理措置を講じます。また、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、適切な委託先を選定するとともに、委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結し、さらに、委託先において個人情報の適正な管理が行われるよう管理・監督します。

[8] シンボルマークのダウンロード、シンボルマークの規程、手引き等

[9] 公募終了時に、申請した団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）、さらに採択団体決定時に、選定した支援対象団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由を当該活動支援団体の WEB サイトで少なくとも支援期間が終了するまで一般に公表します。

[10] これらの事業の情報に関して JANPIA は、活動支援団体および支援対象団体と協議の上、JANPIA の事業報告書・WEB サイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。

お問い合わせ先

［活動支援団体名］一般社団法人 全国コミュニティ財団協会
（休眠預金活用プロジェクト・デザイン研修コンソーシアム　事務局）
［ 住 所 ］　京都府京都市伏見区深草越後屋敷町 40-1　ソレイユ墨染 1F
［Email］　pd-train@cf-japan.org
［WEB］　https://www.cf-japan.org
お問い合わせ：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）　10：00 ～ 17：00

※お問い合わせは、時間の余裕をもってお願いいたします。
※職員はフルリモートワークのため、法人所在地を訪問いただいても相談等には応じられませんのでご了承ください。